

岡山市市場事業部発注の建設工事における前払金の使途拡大の取扱いについて

令和6年4月1日

本市場事業部発注の保証事業会社の保証に係る建設工事に要する経費について行う前払金の使途拡大措置の適用対象を変更し、その取扱いを下記のとおりとします。

記

1 適用対象

<変更前>

平成28年4月1日から令和6年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるもの

<変更後>

平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるもの

2 前払金の使途拡大措置の適用手続き

(ア) 令和6年4月1日以降の契約に係る工事の場合は、<別紙1>の「岡山市市場事業部工事請負契約約款（令和6年4月1日最新改正）」により契約締結していただくため、特別な手続きは不要です。

(イ) 平成28年4月1日から令和6年3月31日までに契約締結した工事のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに払出しが行われるものについて拡大措置の適用を希望する場合は、工事担当者に協議請求し、変更契約の手続きが必要です。

※ (イ) については、添付書類参考

岡山市市場事業部

Tel (086) 265-8001

Fax (086) 262-4604

<別紙 1 >

岡山市市場事業部工事請負契約約款

制定 平成14年 4月 1日

最新改正 令和 6年 4月 1日

第1条～第36条 省略

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第38条 以下省略

年 月 日

岡山市市場事業管理者 様

受注者 住 所
会社名
代表者名

印

建設工事における前払金の使途拡大措置の適用について（協議）

年 月 日付で請負契約を締結した下記工事について、岡山市市場事業部工事

工事請負款第61条の定めに基づき、「平成 $\left(\begin{array}{c} 28 \\ 29 \\ 30 \\ 31 \end{array} \right)$ 年度、令和 $\left(\begin{array}{c} 2 \\ 3 \\ 4 \\ 5 \end{array} \right)$ 年度の

建設工事の前払い金の使途拡大措置」を適用したいのでお願いします。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

4 請負代金額 円

※本様式を添付のうえ、工事打合簿等により協議を行うこと。

法定福利費の内訳を明示した請負代金内訳書の提出について（お知らせ）

建設工事における社会保険未加入対策の取組みの一環として、公共工事標準請負契約約款（以下、「標準約款」という。）が改正され、公共工事の発注者等が講ずべき具体的な措置について定める「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、発注者は、標準約款に沿った契約約款に基づき、受注者から提出された請負代金内訳書において、法定福利費に相当する額が適正に計上されていることを確認するよう努めることが規定されました。

岡山市市場事業部においては、岡山市市場事業部工事請負契約約款を改正し、以下のとおり法定福利費の内訳を明示した請負代金内訳書を新たに提出していただくこととしますので、お知らせします。

記

1 改正内容

工事に着手すべき時期までに、監督員へ、法定福利費の内訳を明示した請負代金内訳書の提出が必要となります。

作成方法は、別添「請負代金内訳書（作成例）」をご参照ください。

2 対象工事

岡山市市場事業部において公告等を行う全ての工事

※岡山市市場事業部小規模工事取扱規程第2条で定める小規模工事は含みません。

3 実施時期

令和3年4月1日以降に公告等する工事から適用する。

この様式は作成例であり、必要事項が記載されているものであれば任意の様式で構いません。

(作成例：建築)

請負代金内訳書

令和〇年〇月〇日

岡山市市場事業管理者 様

住所 岡山市北区〇〇町〇〇番地
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

工事名 〇〇工事
工事場所 岡山市南区市場一丁目1番地
契約年月日 令和〇年〇月〇日
工期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

契約書に記載された
とおりにご記入くだ
さい。

区分	工種・種別	数量	単位	金額
直接工事費	園舎増築工事	1	式	
	渡り廊下工事	1	式	
	エレベータ増築工事	1	式	
	計			
共通仮設費	積上分	1	式	
	率分	1	式	
	計			
現場管理費	積上分			
	率分	1	式	
	計			
一般管理費等	積上分	1	式	
	率分 (契約保証費を含む)	1	式	
	計			
	工事価格	1	式	
	(うち、法定福利費)			
	消費税相当額			
	工事費			

工事価格のうちの法定福利費 (健康保険、厚生年金、雇用保険に係るもの) を明示してください。

健康保険証の写しのマスキング処理（黒塗り）について（お知らせ）

令和6年4月1日

健康保険法の改正により、令和2年10月1日から、本人確認のために医療保険の被保険者証（保険証）を使用する際、保険者番号及び被保険者等記号・番号の提供を求めることが禁止されました。

岡山市市場事業部においては、「令和2年12月25日付 健康保険証の写しのマスキング（黒塗り）について（お知らせ）」にて、関係者の皆様へ取り扱いをお知らせしていたところですが、マスキング箇所について追記しましたので、下記のとおり改めてお知らせいたします。

記

岡山市市場事業部が発注する建設工事等において、入札参加資格の確認、配置予定技術者・現場代理人の届け出の提出等の際に健康保険証の写しを添付する場合は、下図のとおり、被保険者等の記号・番号、保険者番号、二次元コードをマスキング処理（黒塗り）して提出してください。

なお、当該箇所にマスキング処理を行わずに提出された場合でも書類は受け付けますが、岡山市市場事業部において当該箇所にマスキング処理を行いますので、あらかじめ御了承ください。

【マスキング処理（黒塗り）見本】

健康保険 被保険者証	本人（被保険者証）		
		令和〇年〇月〇日交付	
	記号	■■■■■	番号 ■■■■■
氏名	〇〇 〇〇		
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別	○
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
事務所所在地	岡山市〇区〇〇	(二次元コード)	
事業所名称	〇〇株式会社	■■■■■	
保険者番号	■■■■■		
保険者名称	〇〇〇〇		
保険者所在地	〇〇県〇〇市		

(赤字：今回追記箇所)

【問い合わせ先】

岡山市市場事業部 総務・施設班 施設担当

TEL086-265-8001

健康保険証の写しのマスキング(黒塗り)について

令和2年12月25日

健康保険法の改正により、令和2年10月1日から、本人確認のために医療保険の被保険者証(保険証)を使用する際、保険者番号及び被保険者等記号・番号の提供を求めることが禁止されました。

つきましては、今後、岡山市市場事業部が発注する建設工事等に関し、健康保険証の写しを提出する際には、次のとおり取り扱うようにお願いします。

記

岡山市市場事業部が発注する建設工事等において、入札参加資格の確認、配置予定技術者・現場代理人の届け出の提出等の際に健康保険証の写しを添付する際には、下図のとおり、被保険者等の記号・番号及び保険者番号をマスキング(黒塗り)して提出してください。

なお、当該箇所にマスキングを行わずに提出された場合でも書類は受け付けますが、岡山市市場事業部において当該箇所にマスキングを行いますので、あらかじめ御了承ください。

【マスキング(黒塗り)見本】

健康保険 被保険者証	本人(被保険者証)		
			令和〇年〇月〇日交付
	記号	■■■■■	番号 ■■■■■
氏名		〇〇 〇〇	
生年月日		昭和〇〇年〇〇月〇〇日	性別 〇
資格取得年月日		平成〇〇年〇〇月〇〇日	
事務所所在地		岡山市〇区〇〇	
事業所名称		〇〇株式会社	
保険者番号		■■■■■	
保険者名称		〇〇〇〇	
保険者所在地		〇〇県〇〇市	

【問合わせ先】

岡山市市場事業部 総務・施設班 TEL 086-265-8001

運転免許証の写しのマスキング（黒塗り）について（お知らせ）

令和2年12月2日

岡山市市場事業部が発注する建設工事等において、入札参加資格確認申請時に運転免許証の写しを添付する際には、下図のとおり住所、免許の条件等、番号をマスキング（黒塗り）して提出してください。

なお、当該箇所にマスキングを行わずに提出された場合でも書類は受け付けますが、岡山市において当該箇所にマスキングを行いますので、あらかじめ御了承ください。

【マスキング（黒塗り）見本】

氏名	〇〇〇 〇〇〇	平成〇〇年〇月〇日	
住所	〇〇〇〇市〇〇〇		
交付	平成〇〇年〇月〇日	1234	
令和〇〇年〇月〇日まで有効		運転免許証 (写真)	
免許の条件等	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号		
二・小・原	平成〇〇年〇月〇日		種類
他	平成〇〇年〇月〇日		
二種	平成〇〇年〇月〇日		
		〇〇 公安委員会	

【問合わせ先】

岡山市市場事業部 総務・施設班 TEL086-265-8001

お知らせ

○令和5年1月1日以降の公告から実施

【入札参加資格要件における建設業の許可及び技術者の配置基準等の変更】

【現場代理人の兼務を認める工事の請負金額の変更】

内容		変更後	変更前
特定建設業の許可・監理技術者の専任配置を要する許容価格		9,000万円以上	8,000万円以上
	下水管理設工事	9,000万円未満 内、推進工事4,500万円以上	8,000万円未満 内、推進工事4,000万円以上
主任技術者の専任配置を要する許容価格	建築一式工事	8,000万円以上 9,000万円未満	7,000万円以上 8,000万円未満
	上記以外	4,000万円以上 9,000万円未満	3,500万円以上 8,000万円未満
非専任の主任技術者の兼務が可能な許容価格	建築一式工事	8,000万円未満	7,000万円未満
	上記以外	4,000万円未満	3,500万円未満
現場代理人の兼務を認める請負金額	建築一式工事	8,000万円未満	7,000万円未満
	上記以外	4,000万円未満	3,500万円未満

※令和4年12月31日以前の公告案件については、上記変更は適用せず従前のとおりとする。

(例)・主任技術者として、土木一式工事（公告日：令和4年12月22日，許容価格3,800万円）に配置されている場合，令和5年1月1日以降に公告した工事を兼務できません。

・現場代理人として、土木一式工事（公告日：令和4年12月22日，請負金額3,800万円）に配置されている場合，令和5年1月2日以降に公告した工事を兼務できません。

○令和4年4月1日以降の公告から実施

【最低制限価格計算式の一部変更】

最低制限価格(小数点以下切捨て) = ① × (0.98812 ~ 1.01188)

※①は以下の計算式により得た額とします。(小数点以下切捨て)

直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% + 一般管理費等 × 68% (旧:55%)

ただし、上記の計算式で得た額が、税抜き設計金額の75%未満の場合は、税抜き設計金額に75%を乗じて得た額、税抜き設計金額の92%以上の場合は、税抜き設計金額に92%を乗じて得た額とします。(いずれも小数点以下切捨て)

※0.98812 ~ 1.01188の数値は、

$1 + (0.0012 \times X + 0.00012 \times Y) \times Z$ の計算式により得た数値

※X及びYは、0から9までの1単位の変数、Zは-1又は1とします。

●契約保証について

本工事の請負契約締結に当たっては、本工事請負契約書等の提出とともに、次に掲げる①～⑤のいずれかの契約保証を付し、その契約保証に係る書類を提出してください。

①債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は管理者が確実と認める金融機関の保証

提出書類：当該保証に係る保証書

②債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する前払金保証事業会社の保証

提出書類：当該保証に係る保証証書

③債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

提出書類：当該公共工事履行保証証券に係る証券

④債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結

提出書類：当該履行保証保険に係る証券

⑤契約保証金の納付

提出書類：契約保証金に係る領収書

※銀行又は管理者が確実と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とし、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、(株)商工組合中央金庫、(株)日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

※前払金保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。

●中間前金払について

本物件が、公告において中間前金払（岡山市市場事業部契約規程第88条、岡山市市場事業部工事請負契約約款第35条、岡山市市場事業部契約規程第88条に規定する建設工事請負代金中間前金払の取扱いについて）対象工事となっている場合でも、落札決定後に請負代金額（消費税及び地方消費税を含む）が10,000,000円未満、又は工期が90日未満となった場合は、中間前金払が選択できませんので、あらかじめご了承願います。

また、工事請負契約の締結にあたり部分払を選択した場合、又は部分引渡しに係る請負代金の支払を請求した後は、中間前金払はできません。

●部分払について

本物件が、公告において部分払（岡山市市場事業部契約規程第89条、岡山市市場事業部工事請負契約約款第38条）対象工事となっている場合でも、工事請負契約の締結にあたり中間前金払を選択した場合、部分払いはできません。

岡山市市場事業部契約規程（抜粋）

平成21年4月1日

市市場事業部管理規程第16号

岡山市市場事業部契約規程（平成17年市市場事業部管理規程第5号）の全部を改正する。

（一般競争入札の参加者の資格）

第2条 市場事業管理者（以下「管理者」という。）は、一般競争入札の参加者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第2項の規定に該当するときは、当該参加者を3年間を限度として、一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

岡山市市場事業部競争入札参加資格及び審査等に関する規程（抜粋）

平成19年3月1日

岡山市市場事業部管理規程第1号

岡山市市場事業部が実施する競争入札参加資格及び審査等に関しては、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）の定めるところによる。

岡山市市場事業部建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱（抜粋）

令和2年10月20日市場事業管理者決裁

令和2年11月1日適用

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業所 建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。
- (2) 市内業者 岡山市内に主たる営業所を有する者をいう。
- (3) 準市内業者 前号に掲げるものを除き岡山市内に建設業法第3条第1項の規定による許可を受けている従たる営業所を有する者をいう。
- (4) 市外業者 前2号に掲げる者以外の者をいう。
- (5) 従業員数50人以上の準市内業者 直近の法人市民税の確定申告における岡山市分の従業員数が50人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が50人以上である準市内業者をいう。
- (6) 従業員数10人以上の準市内業者 直近の法人市民税の確定申告における岡山市分の従業員数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され、特別徴収を行っている従業員数が10人以上である準市内業者をいう。